

# 京都農業有志の会（京都農ゆう会）規約

## 第1章 総則

（名称及び事務所所在地）

第1条 本会は、京都農業有志の会（京都農ゆう会）と称する。

（事務所所在地）

第2条 事務所及び事務局を京都市南区上鳥羽岩ノ本町5-2橋本將詞社会保険労務士事務所内におく。

（目的）

第3条 本会は、会員に対して研修会や勉強会などを通じて経営に生かすことができる情報を提供し、会員間の情報交換により農業における高い志を促す。また、作物販売のサポートなど農業経営に専念できるための支援をするとともに、農業従事者に労働保険の加入を促進し、安心して農作業に従事できる環境を整えることで、地域農業の継続と継承、及び発展に資することを目的とする。

（事業内容）

第4条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行うことができる。

- （1） 農業に関する研修会や勉強会など情報交換の事業
- （2） 市場流通及び農産物販売を促進するための支援事業
- （3） 会員の労災保険に関する事務手続及び安全管理研修の開催
- （4） その他、この会の目的を達するための事業

## 第2章 会員

（会員の種類）

第5条 本会は、本会の目的に賛同をする次のものをもって組織する。

- （1） 正会員

本会の目的に賛同し、入会した個人及び団体

- （2） 賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

- （3） 特別会員

京都中央卸売市場への出荷を主な販売先とする農業従事者であり、卸売会社において「上鳥羽及び上鳥羽南 橋本扱い」として個撰出荷している個人、及びそれに見合って従前より事業に参加されている者であって入会を希望する個人

- （4） 準会員

労災保険に加入することのみを本会に対し申し出た個人

2 前項第3号に規定する特別会員は、本会に労災保険に加入することを申し出、本規約第6条第1項に掲げる入会申込用紙を本会に提出することで、正会員に準ずる扱いとなることができる。

(入会)

第6条 本会の正会員、賛助会員、特別会員及び準会員（以下、会員等という）になろうとするものは、事務局に対し、所定の入会申込用紙に記入し提出するものとする。ただし、特別会員においては前条第2項に掲げる正社員に準ずる扱いを希望するものに限る。

2 以下の条件に該当するものは、入会に際して理事長の承認を得ることを必要とする。

- (1) 地理的状況を鑑み、本会の活動に参加することが困難と見込まれるもの
- (2) 理事の推薦がないもの

(会費)

第7条 会員等（特別会員を除く）は、他に定める年会費を期日までに納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員等は、次の各号の一に該当することとなった場合には、資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、または失踪の宣告をうけ、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員等は、所定の退会申出書に必要事項を記入の上、本会に提出することで任意に退会することができる。なお、労災保険に加入している会員においては当該退会申出書を提出した日に労災保険の脱退を申出したものとみなす。

(除名)

第10条 会員等が、次に掲げる各号の一に該当する場合には、理事会の議決に基づき除名することができる。

- (1) 本会の規約及び規則に違反する行為を行なったとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行なったとき
- (3) 会費等支払いの督促に対し、納付に応じないとき
- (4) その他、これらに準ずる行為で理事会によって決せられたとき

(会費の返還)

第11条 帰納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第12条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名

2 本会には、1名の監事を置くことができる。

(役員を選任)

第13条 役員は総会において、理事長の推薦を受けた正会員（本規約第5条第2項により正会員に準ずるとされた特別会員に限る）から選任する。

(理事長を選任)

第14条 理事長は、理事による互選により決定する。

(監事を選任)

第15条 監事は、理事長の推薦を受けて理事会によって選任することができる。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し、後任者が決定するまでその業務を行い、再任を妨げない

(役員職務)

第17条 理事長は会務を総理し、理事は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

2 監事は、業務及び会計を監査し、理事長に臨時総会の招集を請求することができる。

(役員報酬)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 役員報酬については、定期総会で報告し、その議決を要する。

## 第4章 総会

(総会の種類と招集)

第19条 理事長は、毎年1回定期総会を招集し、必要に応じて臨時総会を招集する。

(総会の構成)

第20条 総会は、役員及び正会員（本規約第5条第2項により正会員に準ずるとされる特別会員を含む。以下同じ）によって組織し、正会員の過半数の出席がないと開催できない。

2 特別会員が希望するときは、総会に出席することができる。ただし、本規約第5条第2項に定める特別会員でないものは、議決の権利を有さない。

(総会の機能)

第21条 総会は、理事会が提案する次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) 役員選任並びに報酬に関する事項
- (4) その他の事項

(書面による表決等)

第22条 やむを得ない事由により総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項につき書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。こ

の場合、当該正会員は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この規約が規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

(議事録の作成)

第24条 総会の議事については、開催するごとに議事録を作成するものとする。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、役員をもって構成する。なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(機能)

第26条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項につき審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び予算の作成並びに決算
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催ほか)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種にする。

2 通常理事会は年に1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に理事長が召集する。

- (1) 理事が必要と認めたとき
- (2) 本規約第16条第2項により、監事が求めたとき

4 理事会の議長は、理事長が務める。

5 理事会の議決は、出席した理事の全員によって議決する。但し、本規約第22条を「正会員」を「理事」、「総会」を「理事会」として準用する。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第28条 本会の財産は次をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 出資金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第29条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、別に定める。

(事業計画及び予算)

第30条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において出席した理事の全員の議決を経、かつ総会の議決による承認を得る。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、財務諸表等を理事が作成し、監事の監査を受けた上、理事会において、理事会の議決を経、かつ総会の議決による承認を得る。ただし、監事なきときは理事全員の議決により監査を受けたものとみなす。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、理事によって発議され、総会において議決がなければ変更することができない。

(解散)

第34条 本会は、総会の議決において解散することができる。

## 第8章 雑則

(委任)

第35条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会において定める。